

平成29年10月24日

各課長等

うきは市長 高木典雄

平成30年度予算編成方針について

このことについて、下記のとおり予算編成方針を定めたので、これに基づき諸般の事務を進められたい。

記

● 平成30年度予算編成方針

1. 総括的事項

現下の財政状況は、国・地方ともに極めて厳しく、財政健全化は、国・地方公共団体の重要な課題のひとつである。このような状況の中、国は「経済財政運営と改革の基本方針2017」及び「経済・財政再生計画」を相次いで閣議決定し、財政健全化のため、国・地方双方で徹底した取り組みを行うよう求めている。一方、少子高齢化と都市部への人口流出を根源とする地方都市の人口減少問題は、依然として進行の途を緩めることなく深刻化を増しており、地方社会の存続にすら影響を及ぼしかねない状況となりつつある。

このような情勢の中、本市においては平成27年度に「うきは市ルネッサンス戦略」を策定して、人口流出に歯止めをかけると共に、人口・外貨の流入に繋がる政策にも積極的に取り組んでいるところである。加えて市の将来像を描いた「第2次うきは市総合計画」が28年度からスタートを切り、4つの基本目標と計画達成に向けた取り組みを進めている。同じく28年度から取り組みを進めている「うきは市教育大綱」の実現に向け、市民が生涯にわたり充実した学びができる環境づくりを推進していく必要がある。

平成30年度は、これらの計画・大綱を市政の柱に据え、事業の推進に取り組むとともに、将来のうきは市像の具現化に向け、着実に前進をしていかなければならない。その一方で、身の丈にあった財政運営を実施していくため、行政改革推進委員会で検証した事業のうち、効果が低いとされた事業については、その答申を十分に反映した予算編成とすること、さらにそれ以外の事業についても、ゼロベースで見直しを行い、限られた財源を有効に使うことが重要である。

また施設管理においては、28年度に策定した「公共施設等総合管理計画」に沿った管理運営を行い、公共施設のスリム化を図ることが将来的な財政負担の軽減に寄与することとなる。

このように現在実施している計画を速やかに推し進めることが、国の財政再建策と重なり、本市が抱える課題解消に繋がることは事理明白である。また、官民協力や地域間連携を積極的に図りながら、「うきは市」の行財政運営を健全、かつ確実に実行していくことが、私たち自治体職員の使命である。

本市の財政状況は、別紙グラフのとおりであり、歳入面では一般財源の大部分を占める地方交付税加算が減少する見込みに対し、歳出面は社会保障に要する扶助費が増加しており、一層の計画的財政運営が求められている。

このような状況の中、前述した課題に対応しつつ、真に緊急性・重要性が高い事業を見極め、平成30年度においては、以下の事項を重点課題と定め、予算編成を進めることとする。

- 社会教育の新たな拠点となる生涯学習センターの整備促進
- 小学校統廃合に伴う地域力衰退の解消に向けた地域振興策
- 幅広い世代が学習に親しむ総合教育の推進
- 子育て世代が安心して生活できる取り組みの強化
- 社会で生き生きと働く女性の就労、経営支援

- うきは市で生活を始める新規移住者への支援
- 地域活動の拠点施設であるコミュニティーセンターの自立促進
- 医療、介護機関との連携強化と地域包括ケアシステムへのスムーズな移行
- 既存資源を活かしたブランド化の推進
- 農林業政策の充実と関係機関との連携促進
- 鷹取工業団地の整備促進と既存商工業の活性化
- 地方創生策の計画的な実施と観光事業の促進
- 災害に強いまちづくり事業の推進
- 既存施設の有効活用と発展的統廃合に向けた取り組み
- 次世代に負担をまわさない財政運営の健全化

さらに、一般財源確保のため、税等収入の確保、受益者負担の適正化に努めることとする。

2. 歳入に関する事項

歳入については、総括的事項に基づき、以下の事項に特に留意することとする

- (1) 市税については、経済情勢・税制改正等を勘案し、確実かつ妥当な収入額を計上し、税負担の公平を期するため課税客体の捕捉もれがないよう努めること。
- (2) 国・県補助金については、情報収集に努め、確実な額を計上すること。特に国の「地方創生政策」の積極的な活用を図ること。
- また、「社会资本整備総合交付金制度」については、その内容を確実に把握すること。
- (3) 起債については、後年度の財政負担を考え、適債事業のうち交付税措置のあるものを選択すること。合併特例事業債については企画財政課との事前協議を行い、計上すること。
- (4) 各種基金の繰入れについては、事業ごとの単なる財源不足による繰入れは行わないこと。

(5) 広告収入、不用資産の処分など、あらゆる可能性を検討し、歳入の増加を図ること。

(6) 各科目を通じて、過大な見積りを避け、適正な収入額を計上すること。

3. 歳出に関する事項

歳出の計上に当たっては、課等ごとに全ての事業について、再度精査を行い、全ての経費の積算を正確に明示するとともに、必要性、緊急性、行政効果などに欠ける経費は計上しないこと。

(1) 経常経費

経常経費の見積りについては、ゼロベースで徹底した見直しを行い、予算要求額は、課等ごとに前年度を上限とする。その際、以下の事項については、確実に遵守することとする。

- ① 職員給は、平成30年1月1日現在の職員数・給与を基礎に、退職・採用を考慮のうえ計上すること。また、非常勤職員の人事費については、単価の改定が予定されていないものは、現行単価で計上すること。
- ② 旅費、需用費、委託料などの物件費については、特に見直しを行い、削減を図ること。また、食糧費については、会食等は計上しないこと。

物件費削減の具体例：

- ア 印刷製本については、内部印刷とすること又は「広報うきは」への掲載に代えること。
 - イ 車借上料については、市所有車両の活用を図ること。
 - ウ 旅費については、出張の必要性を精査するとともに、旅行先の選定、旅行人数の制限及び公用車の使用を図ること。
 - エ 委託料については、入札・見積り合わせを実施すること。
 - オ 消耗品・光熱水費については、省エネの徹底等を図ること。
- ③ 賃金については、その配置・採用・単価について、事前に人事係了解分について

のみを計上すること。【臨時職員等任用調書：人事係締め切り 11月末日】

- ④ 維持補修費については、「公共施設等総合管理計画」の内容を十分に理解した上で、施設の維持補修を計画的に行い、单年度の多大な負担を避けること。
- ⑤ 指定管理料については、指定管理者制度の本旨に鑑み、計上すること。
- ⑥ 備品購入費については、使用に耐えない買い替え備品のみを計上すること。
- ⑦ 研修会等における懇親会参加負担金への公費支出については、これを認めない。
- ⑧ 特別会計への繰出しについては、繰出基準内の繰出しを原則とする。

(2) 投資的事業

- ① 投資的事業に当たっては、うきは市総合計画の実施計画との整合性を図るとともに、事業内容については、必要性、緊急性、経済性、将来の維持管理費、受益者負担等の諸事情を検討したうえで、計上すること。
- ② 国・県営事業、国・県補助事業の利用促進を図ること。
- ③ 単独事業については、優先順位を付し、適債事業の導入を図ること。（起債事業については、事前に財政係協議のこと。）

4. 債務負担行為

後年度の財政負担の増大を避けるため、債務負担行為の設定に当たっては、慎重を期し、安易な設定は行わないこと。

☆ うきは市決算の推移

(別紙 グラフ)

